答申

## 1 審査会の結論

豊橋市長(以下「市長」という。)が「平成19年12月16日発生の集団食中毒に係る文書」を非公開としたことは、一部について妥当でなく、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

## 2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書(以下「本件文書」という。)についての説明は、おおむね次のとおりである。

## (1) 本件文書について

本件文書は、平成 19 年 12 月 16 日に発生した日本ゼネラルフード株式会社提供の料理に係る「大学主催パーティ料理における集団食中毒」に関する文書であって、豊橋市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づく異議申立人の公文書公開請求に対し、非公開とした文書である。

## (2) 非公開とした理由

- ア 本件文書は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、 条例第6条第1項第2号本文に該当するものと判断した。また、同号ただし書 にも該当しないため、非公開とした。
- イ 食中毒事件発生の際、報道機関を通じ違反者の名称等当該食中毒事件に係る 概要を公表したが、本件請求は報道発表内容を超える詳細情報が含まれるため、 公にされている情報とはいえず、今後、公にすることも予定されていない。
- ウ 食中毒事件発生から相当年数が経過しており、食中毒を発生させた際の施設 の状況等について公開することは、法人の営業上のノウハウ等にかかる可能性 があるとともに、名誉や社会的評価を低下させる可能性がある。
- エ 食品衛生法に基づく営業禁止処分後、当該法人(営業施設)において再発防

止対策が講じられたことを確認したうえで、同処分を解除していることから、 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると は考えられない。

## 3 異議申立ての内容

## (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成 27 年 5 月 8 日付けで行った公開請求に対して、市長が同月 22 日付けで非公開とした処分の取消しを求めるものである。

## (2) 異議申立ての理由

ア 実施機関は、本件文書が条例第6条第1項第2号に該当し、また、同号ただし書にも該当しないため非公開としている。しかしながら、当該法人の事業活動は少なからず市民等に影響を及ぼすものであるから、同号ただし書に該当するものと判断でき、非公開により保護される法人の権利利益と、公開により保護される人の生命、健康、生活又は財産とを比較衡量すると、後者が前者に優越すると認められるため、本件文書は一部公開すべきである。

イ 食品衛生法第63条において、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生 を防止するために公表に努めるものとする」と規定していることから、本件文 書についても積極的に公開すべきである。

#### 4 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし(第1条)、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている(第3条)。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないことと する公文書の範囲を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

## (2) 本件文書について

本件文書については、その記載事項の大部分が、食中毒事件発生時に報道発表等により公開されているため、同事件発生時から年数が経過してはいるものの、本情報公開請求により同事件に関する文書を公開することは差し支えないと思われる。

また、本件文書を公開することにより企業が被る不利益については、公開による企業への弊害のみを考えるのではなく、そもそも公開・非公開の対象となる情報が、条例上規定する正当な利益であると言えるか否かを検討すべきである。

#### (3) 非公開情報について

そこで、本件文書に非公開の対象となる情報が含まれているか否か、またその 分類の検討が必要となる。

本件文書は、①個人の情報に関する部分及び②法人の事業情報に関する部分に 分類でき、前記①・②は非公開とすることが妥当である部分である。また、上記 ①・②を除いたその他の部分は、すでに公となっている又は公開することにより 法人の権利利益を害するおそれがない部分である。

以下、①・②を非公開とすることが妥当である理由を述べる。

#### ① 個人の情報に関する部分

個人の氏名、印影及び電話番号は、個人に関する情報であり、公開することにより特定の個人を識別することができるため、個人の権利利益を害するお それがあり、条例第6条第1項第1号に該当する。

## ② 法人の事業情報に関する部分

当該法人の従業員、原材料の入手経路及び調理時間に関する情報は、当該 法人の事業運営に係る情報であり、公にすることにより、当該法人の営む事業 に関するノウハウ、他の法人等との競争上の地位を害する蓋然性が高く、また、 事業形態等のいわゆる内部管理に関する事項などへの不当な干渉となるおそれがあり、条例第6条第1項第2号に該当する。

## (4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」は非公開が妥当であるが、これらを除いた残りの部分は公開すべきである。

# 【別表】非公開が妥当である部分

文書	非公開部分
食品営業の禁止について (命令)	氏名、印影
食品営業の禁止処分の解除について (命令)	同上
食中毒事件結果調査詳報	原材料の入手経路、調理時
	間、従業員に関する情報
平成 19 年 12 月 17 日付け食品衛生監視指導票	氏名、電話番号
平成 19 年 12 月 19 日付け食品衛生監視指導票	氏名、電話番号、従事者数

## 【審査会の処理経過】

年	J	]	日	内	容
	27.	6. 1	5	○諮問(第85号)	
	27.	8. 2	8	○実施機関から非公開理由説	説明書を受理
	27.	9.	1	○異議申立人に実施機関から	の非公開理由説明
				書を送付	
	27.	9. 1	0	○実施機関職員から非公開理	目由等を聴取
(	第65回	第1部	(会)	○審査	
	27.1	1. 2	6	○答申内容の決定	

(50音順)

氏 名	所属団体等	
見目喜重	豊橋創造大学	
庄 村 勇 人	名城大学	
寺 部 光 敏	弁護士	